

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県立学校体育施設の使用に関する規則	保健体育課	1頁
告 示	○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額	保健体育課	4頁
訓 令	○ 支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部 を改正する訓令	保健体育課	7頁
	○ 三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令	保健体育課	8頁

規 則

三重県立学校体育施設の使用に関する規則をここに公布します。

令和元年八月一日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第二号

三重県立学校体育施設の使用に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県立学校体育施設の使用料に関する条例(平成三十一年三重県条例第二号。以下「条例」という。)第六条の規定に基づき、県立学校の体育施設の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(使用の許可等)

第三条 条例第三条の規定による許可(以下「使用許可」という。)を受け、又は当該許可に係る事項を変更しようとする者は、体育施設使用(変更)許可申請書(第一号様式)(以下「申請書」という。)を体育施設の所属する県立学校の校長(以下「校長」という。)に提出しなければならない。

2 使用許可を受けようとする者は、体育施設を使用する日の属する月の二月前の初日から体育施設を使用する日の十四日前までに申請書を校長に提出しなければならない。

3 使用許可を申請できる期間は、使用する日の属する月の初日から月末までとする。

4 校長は、使用許可をしたときは、申請者に体育施設使用(変更)許可書(第二号様式)(以下「許可書」という。)を交付するものとする。

5 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用日時その他許可書に記載された事項を変更しようとするときは、使用する日の五日前までに校長に申請書を提出しなければならない。ただし、校長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

6 校長は、前項の許可をしたときは、申請者に許可書を交付するものとする。

(許可の条件等)

第四条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を与えないものとする。

一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

二 体育施設及び設備並びに備品(以下「体育施設等」という。)を損傷するおそれがあるとき。

三 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。)の利益になると認められるとき。

四 前各号に掲げるもののほか、学校の管理及び運営上支障があると認められるとき。

2 校長は、使用許可に学校の管理及び運営上必要な条件を付けることができる。

(使用権の譲渡及び転貸の禁止)

第五条 使用者は、体育施設を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者等に対する指示)

第六条 校長は、学校の管理及び運営上必要があるときは、使用者その他の関係者に対し必要な指示をすることができる。

(使用の制限等)

第七条 校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じることができる。

- 一 使用者が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- 二 使用者が校長の指示に従わないとき。
- 三 使用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- 四 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- 五 公益上必要があると認められるとき。
- 六 第四条第一項各号のいずれかに該当すると認めるとき及び同条第二項の条件に違反したとき。

(原状回復義務)

第八条 使用者は、使用が終了したとき、又は前条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、その使用した体育施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、校長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用者の遵守事項)

第九条 使用者は善良なる管理者の注意をもって体育施設等を使用しなければならない。

2 使用者は、体育施設等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(損害賠償義務)

第十条 使用者は、故意又は過失により体育施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第三項の規定は、公布の日から施行する。

(三重県立学校体育運動設備使用規則の廃止)

2 三重県立学校体育運動設備使用規則(昭和十三年三重県令第四十三号)は廃止する。

(準備行為)

3 第三条の規定に基づく使用許可の申請その他の必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(第1号様式)

体育施設使用（変更）許可申請書

年 月 日

三重県立 学校長 様

申請者 住 所
氏 名 印

電話番号

〔 団体にあつては、住所、団体名、
代表者名（記名押印又は代表者の
署名）、担当者名及び電話番号 〕

下記のとおり、体育施設の使用（変更）許可を受けたいので申請します。

記

使用施設				
使用目的				
使用日時				
照明設備 使用時間				
使用予定人数				
責 任 者 連 絡	住 所			
	氏 名		電話番号	
備 考				

(第2号様式)

体育施設使用（変更）許可書

年 月 日

様

三重県立

学校長

年 月 日付けで申請のあった体育施設の使用（変更）については、下記のとおり許可します。
記

使用施設			
使用目的			
使用日時			
照明設備 使用時間			
使用料	円	体育施設 円	照明設備 円

(条件)

- 教示1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に三重県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県教育委員会となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

告 示

三重県教育委員会告示第8号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を次のように定めます。

令和元年8月1日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額

三重県立学校体育施設の使用料に関する条例（平成31年三重県条例第2号）第4条第2号の規定に基づき、三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を次のように定め、令和元年10月1日から施行する。

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料

高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円/時間)
桑名北高等学校	テニスコート	400
	体育館	150
	武道場	50
桑名工業高等学校	運動場	100
	体育館	150
	武道場	100
	弓道場	50
いなべ総合学園高等学校	体育館	500
	トレーニング場	50
	武道場	250
	レスリング場	50
	体操場	50
四日市高等学校	体育館	100
	武道場	50
四日市南高等学校	体育館	150
	武道場	50
四日市西高等学校	テニスコート	500
	体育館	300
朝明高等学校	運動場	1,000
四日市四郷高等学校	運動場	450
	テニスコート	500
	トレーニング場	50
四日市商業高等学校	体育館	150
四日市中央工業高等学校	運動場	800
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ウエイトリフティング場	50
菰野高等学校	運動場	150
	トレーニング場	50
	弓道場	50
川越高等学校	運動場	750
神戸高等学校	運動場	600
白子高等学校	運動場	100
	運動場 (野球)	200
	体育館	150
	武道場	50
石葉師高等学校	トレーニング場	50
	武道場	50
	ウエイトリフティング場	50
稲生高等学校	運動場	150
	運動場 (野球)	900
	第2体育館	300
	武道場 (なぎなた)	50
亀山高等学校	運動場	400
	体育館	150
	武道場	50
津高等学校	テニスコート	200
津西高等学校	第2運動場	750
	体育館	100
	武道場	50
津東高等学校	体育館	150
	武道場	50
津工業高等学校	弓道場	50
津商業高等学校	運動場	100
	体育館	100
	武道場	50
久居高等学校	運動場	50
	テニスコート	500
	体育館	100
	トレーニング室 (卓球場)	50
	武道場	50

	レスリング場	50
	体操場	200
久居農林高等学校	第1運動場	100
	第2運動場	600
	体育館	150
	武道場	50
	ボクシング場	50
白山高等学校	運動場	100
	体育館	150
	武道場	50
松阪高等学校	運動場	400
松阪工業高等学校	運動場	400
	体育館	150
	武道場	50
	レスリング場	50
松阪商業高等学校	運動場	50
	体育館	150
飯南高等学校	体育館	100
	武道場	50
相可高等学校	テニスコート	100
	体育館	150
	武道場	50
宇治山田高等学校	体育館	150
伊勢高等学校	運動場	500
	体育館	100
	武道場	50
伊勢工業高等学校	運動場	300
	体育館	150
	武道場	50
宇治山田商業高等学校	運動場	100
明野高等学校	体育館	150
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ボクシング場	50
鳥羽高等学校	運動場	400
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
志摩高等学校	運動場	150
	体育館	100
水産高等学校	ボクシング場	50
上野高等学校	第2運動場	450
	テニスコート	150
	体育館	150
	武道場	50
あけぼの学園高等学校	体育館	150
伊賀白鳳高等学校	第2運動場	750
	体育館	150
	トレーニング場	100
	武道場	50
名張高等学校	運動場	450
	テニスコート	600
	体育館	300
	武道場	50
名張青峰高等学校	テニスコート	350
	体育館	150
	武道場	50
尾鷲高等学校	運動場	400
	テニスコート	250
	体育館	150
	武道場	50
	弓道場	50
尾鷲高等学校 (光が丘校舎)	運動場	750

	トレーニング場	50
	武道場	50
	レスリング場	50
木本高等学校	運動場	500
	テニスコート	250
	体育館	250
	武道場	100
紀南高等学校	体育館	100
	武道場	50
	卓球場	100
北星高等学校	運動場	450
	体育館	150
伊勢まなび高等学校	運動場	450
	テニスコート	150
	体育館	150
盲学校	体育館	50
聾学校	体育館	100
かがやき特別支援学校（緑ヶ丘校）	体育館	50
稲葉特別支援学校	体育館	50
度会特別支援学校	体育館	250
特別支援学校玉城わかば学園	体育館	100
特別支援学校伊賀つばさ学園	体育館	100
北勢きらら学園	体育館	100
特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校	体育館	150
くわな特別支援学校	体育館	100
松阪あゆみ特別支援学校	体育館	100

備考

- 1 使用料の額は、使用の時間数に時間当たりの照明設備の使用料を乗じて得た額とします。
- 2 使用の時間が1時間未満であるとき又は使用の時間に1時間未満の端数があるときは、その未満である使用の時間又は端数は1時間とします。

訓 令

教委訓第1号

各 県 立 学 校

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和元年8月1日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令
支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程（昭和62年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任する事務)</p> <p>第2条 県立学校の校長に委任する事務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 三重県立学校体育施設の使用料に関すること。</u></p> <p><u>三重県立学校体育施設の使用料に関する条例</u> <u>(平成31年三重県条例第2号)の規定による次の事務に関すること。</u></p> <p><u>ア 条例第4条第1号の規定による体育施設の使用料の決定及び徴収</u></p> <p><u>イ 条例第4条第2号の規定による照明設備の使用料の決定及び徴収</u></p>	<p>(委任する事務)</p> <p>第2条 県立学校の校長に委任する事務は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

教委訓第2号

各 県 立 学 校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和元年8月1日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の第18項を第20項とし、同表の第17項の次に次のように加える。

18	三重県立学校体育施設の使用料に関する条例（平成31年三重県条例第2号）	1 条例第3条の規定による体育施設使用の許可			○	
		2 条例第4条第1号の規定による体育施設の使用料の決定及び徴収			○	
		3 条例第4条第2号の規定による照明設備の使用料の決定及び徴収			○	
19	三重県立学校体育施設の使用に関する規則（令和元年三重県教育委員会規則第2号）	1 規則第3条の規定による体育施設使用の変更許可			○	
		2 規則第6条の規定による使用者等に対する指示			○	
		3 規則第7条の規定による使用者制限等			○	
		4 規則第8条ただし書の規定による原状回復義務の免除			○	

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

発 行
津 市 広 明 町 13 番 地 三 重 県 教 育 委 員 会